

総合スポーツゾーンの施設整備方針(案)

H24.12.27総合政策課

【施設の整備形態及び配置】

施設	方針
陸上競技場	元競馬場に「新築」
補助競技場	現陸上競技場を「改修」
サッカー場	陸上競技場と「兼用」
体育館	武道場及び弓道場を含めて、元運転免許試験場等に「新築」

【施設の規模・機能】

施設	方針
陸上競技場兼 サッカー場	◆観客席 25,000席程度 ◆付帯される施設 付帯投てき場 ※想定される機能等 夜間照明設備、大型映像装置 等
補助競技場	◆第3種公認陸上競技場基準に適合 (陸上競技場第1種公認のための必須要件)
体育館	◆観客席 5,000席程度(うち固定席3,000席程度) ◆競技面数 バスケットボール4面(バレーボール4面) ◆付帯される施設 サブアリーナ ※想定される機能等 冷暖房設備、電光掲示板、多目的室 等
武道場	◆観客席 1,500席程度 ◆競技面数 柔道・剣道兼用6面 ◆付帯される施設 サブ武道場 ※想定される機能等 冷暖房設備 等
弓道場	◆観客席 150席程度 ◆競技射場数 近的12人立ち、遠的6人立ち

※ 各施設はユニバーサルデザインを採用

【整備運営手法】

施設	方針
陸上競技場兼サッカー場 (陸上競技場兼サッカー場 + 補助競技場)	公設+指定管理者方式
体育館 (体育館 + 武道場 + 弓道場)	民間活力導入方式も検討